

## 重要事項説明にかかる同意書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、「かのん保育園重要事項説明書及び保育園ガイド（2019年度改訂）」を交付し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：かのん保育園

所在地：横浜市金沢区大川7-20

説明者職名：施設長（園長） 氏名 森田 秀憲

私は、「かのん保育園重要事項説明書及び保育園ガイド（2019年度改訂）」を受領し、説明を受け、かのん保育園利用にあたっての本書面の趣旨・内容・保育方針を理解した上で、本書面記載事項・説明事項について同意します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

児童氏名：

（在園している兄弟姉妹も  
一緒にご記入ください）

保護者住所：

保護者氏名：

印（自署であれば印不要）

児童から見た続柄：

（父・母など）

進級オリエンテーションを欠席した保護者の方へ

平成27年度からスタートした新制度により、保育園を利用するにあたっては、その重要事項説明書を保護者の方に説明し、交付することが義務付けられました。

本日、進級オリエンテーションにて、本園を利用するにあたっての重要事項説明書「かのん保育園 重要事項説明書」を配布し、説明を行いました。

進級オリエンテーションに参加できなかった保護者の方も「かのん保育園 重要事項説明書」をよく読み、記載されている内容をよくご理解いただいた上で、本園を利用するにあたっての同意を本書面（上記：重要事項説明にかかると同意書）にていただけたらと思います。

重要事項説明書の内容について不明な点がある場合は遠慮なく、園長までお問い合わせください。

**同意書は、事務室ポストに入れてご提出ください。**その後、原本をいただいた上で、写しを保護者様へお返し致します。お早めにご提出ください。

※重要事項説明書に同意しかねるという方

どの部分に気になる点があるのかを特定した上で、園長までお知らせください。本園の保育内容や意図、考え方を説明させていただきます。理解していただけるまでご説明の努力はさせていただきます。

※それでもどうしても同意をしかねる場合、本園もそうならないように努力はいたしますが、最終的には以下のようなことになると思われます。

➡横浜市こども青少年局「重要事項説明書・運営規程・利用契約書関係 FAQ」より

**「どうしても納得されず、同意が得られない場合は、利用者は保育・教育の提供内容に同意しない ということですので、保護者より区役所に対し利用の取り下げ、転園申請等の手続きをしていただくことも考えられます。」**

以上、よろしく申し上げます。

平成31年3月23日 かのん保育園 園長 森田 秀憲